

議員全員協議会会議録	
1 開会日	平成30年12月11日 午後 1時30分 開会 午後 3時17分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席議員	関 威國 竹内恵美子 清田文雄 吉川重雄 三澤龍夫 片野哲生 高橋英俊 奥津勝子 二宮加寿子 山田喜一 鈴木たまよ 鈴木京子 渡辺順子 柴崎 茂
4 説明員	町側出席者 中崎町長 栗原副町長 佐野町民福祉部長 小林福祉課長 片野高齢福祉係長 齋藤総務課長
5 職務のため 出席した職員	局 長 大槻直行 書 記 熊澤 晃
6 協議等の事項	(1) 社会福祉法人大磯恒道会について (2) その他
7 その他	一般傍聴 25人

(1) 町報告事項

①社会福祉法人大磯恒道会について

平成30年12月7日(金)に町より社会福祉法人大磯恒道会の破産申し立てについて、電話報告を受けた。

そのことから、福祉文教常任委員会委員長と協議し、議会として現在の状況や今後の方向性などについて把握するため、確認等を行った。

◎主な質疑

問：12月11日付け神奈川新聞に「大磯恒道会の破産に関する」記事が掲載された。大磯恒道会の運営に関しては、議会として県に意見書等を出し、町にも要望書を出してきた。今回の結果に対する町長の見解は。

答：平成30年12月6日に東京地方裁判所に対し破産手続きの申し出をしたことの報告があった。昭和48年の設立以来、40年にわたり大磯町の高齢者の介護を担っていただいた。従来から色々と町の立場で話をしてきたが、突然であるという驚きがある。

事業を継承する法人や保全管理人に対し、関係者への情報提供を行っていただけよう希望していく。施設の利用者に不利益などが及ぶかどうか、情報収集を行う。神奈川県とも連絡を取り、調整を行う。

問：4～5年前から恒道会の運営に不安を持っていた。このような結果になることはある程度、予想ができた。

社会福祉法人豊友会の山内理事長と大磯恒道会の山内理事は同一人物か。現在の大磯恒道会の理事の構成は。

答：山内純一氏は、同一人物である。大磯恒道会の理事は、理事長が尾尻和紀氏。理事は6名で、小笠原圭氏、仁科竹人氏、山内純一氏、山内浩喜氏、長倉正幸氏、後藤礼衣氏である。

問：12月6日に現況について家族会との話し合いがあった。利用者にとって大変な状況であるとのことであった。

大磯恒道会の運営の責任者であった人物と運営が委任される豊友会の理事長が同一人物で正常な運営ができるのか。

答：山内氏は平成30年8月頃に、理事に就任したとの報告が法人よりあった。山内氏は山口県を中心に特別養護老人ホームを複数経営しており、有料老人ホームも運営している方と聞いている。

問：山内純一氏の他に豊友会の理事で大磯恒道会の理事にも就いている人がいるのか。

答：山内純一氏以外は豊友会のメンバーかどうか把握していない。

問：大磯恒道会と情報交換をしていないのか。大磯町としての責任を果たしているのか。保全管理人である弁護士と大磯恒道会の関係は。豊友会との関係はどうか。

答：保全管理人である弁護士と大磯恒道会、豊友会の関係は把握していない。東京地方裁判所から選任された弁護士、保全管理人であるという

認識である。

問：大磯町内における債権者は如何に認識しているか。

答：現段階で情報の把握ができていない。保全管理人に情報の提供を求めている段階である。

問：大磯町として負債額を把握しているか。

答：負債額としての数字は把握していない。ただ毎年度、法人として決算報告書が出されており、法人としての決算額を見ると平成 29 年度は 1 億 1 千万円程、平成 28 年度は 4 千 6 百万円程、平成 27 年度は 8 千万円程の赤字の決算が続いていたことは把握している。

問：大磯町として豊友会から大磯恒道会へ支援されている金額を把握しているか。

答：把握していない。

問：山内純一氏が大磯恒道会の理事に就任した理由を把握しているか。理事の素性について把握しているか。

答：役員の変更があった場合は、町に変更の届け出をすることになっており、平成 30 年 8 月 1 日付けで役員の変更があったという資料を大磯恒道会からいただいた。役員の素性まで精査していない。

問：大磯恒道会の運営理念は何か。

答：「人として大切なことは時代によって変化しないことを恒道と呼び、時の変遷によって変わらない人として行うべき大切なこととは何かを追求し実践します。」と資料に記載されている。

問：今回の状況について、町として責任を感じないか。

答：社会福祉法人の所管庁は神奈川県である。神奈川県も大磯町、二宮町と連携しながら協議をしてきた。経営が厳しいということは把握していた。社会福祉法人が破産という手続きを取るということに驚いている。破産という手続きを経て承継を行ったと理解している。町としては利用者、従業員が困らないことを第一に考える。

問：今後、大磯恒道会が正常に運営されると考えているか。平成 30 年 12 月 8 日（土）に町が行った確認内容は。

答：12 月 7 日、8 日に各施設を訪問し、運営状況、利用者の状況、従業員の状況などを確認した。12 月 10 日、11 日にも電話にて確認を行った。大きな混乱もなく、平常通りの状況であった。

問：破産の申立てに際し、事前に神奈川県や大磯町に法人から相談はあったか。

答：事前の相談は一切無かった。

問：破産の申し立てから新たな法人への運営委任まで、事が順調に進み過ぎていると考えるが、町はどのように捉えているか。

答：速やかに事が進んでいるという実感はあるが、裁判所が介在した中で正式な手続きとして進められていると理解している。

問：平成 30 年 12 月 6 日に開催された社会福祉法人大磯恒道会の理事会

において、山内純一理事が「破産手続き開始の申立て」に賛成したのか、反対したのか、町は把握しているか。

答：平成30年12月6日の来庁時に確認はしていない。

問：町は通所施設であるオレンジスマイルの状況を把握しているか。

答：電話にて管理者に運営状況等を照会し、平常通りの状況を確認した。

問：オレンジスマイルは休止状態ではないのか。

答：平成31年1月末で施設の休止を表明していることは把握しているが、今現在は運営を継続している。

問：12月6日に山内理事が来庁した際に、資料等を要求したか。

答：全ての権限が保全管理人に移っており、町が資料を要求しても保全管理人の判断次第という状況である。

問：利用者等との信頼関係を確立するためにも、町の姿勢を表明するべきでは。

答：施設の利用者、家族、従業員、関係者の不安などを取り除くよう、適切な対応を保全管理人に要望している。

問：関係者との話し合いの場を設ける考えはないか。

答：保全管理人が問い合わせの窓口になっている。

問：大磯恒道会が運営する各施設、事業所とは。またその運営等の状況は如何か。

答：特別養護老人ホームの恒道園、特別養護老人ホームのこゆるぎの里、グループホームのこゆるぎの家、通所介護デイサービスのオレンジスマイル、認知症対応型通所介護のデイサービスセンターのこゆるぎの里、居宅介護支援事業所の恒道園介護支援センター、二宮町にあるグループホームのもとまちな家、かわわの家の8か所である。承継する豊友会が受け皿となり、施設運営が行われると聞いている。

問：施設の利用者、家族に心配をかけないように、町が情報を収集し、伝えるべきではないか。

答：町も施設の利用者、家族、従業員の安全安心と不安や不利益への対処を第一に考えている。

問：大磯恒道会の理事である山内純一氏と山内浩喜氏との関係性は。

答：関係性は把握していない。

問：12月6日に山内氏が来庁した時間は。また、理事会の開催時間は。

答：午後2時頃に来庁した。理事会の開催時間は把握していないが、破産申し立ての手続きをした後に来庁したと聞いている。

問：施設の従業員に対して、どのような手続きや説明を行っているのか。

答：12月7日に従業員への説明を行い、希望者に対する継続採用が示されたと聞いている。

問：町の努力が足りなかったのでは。責任を感じているか。

答：基本的な考えとして社会福祉法人の許認可庁は県である。色々な場面で県の職員と連絡を取り、協議を行った。そもそも先代の理事長に

問題があったと歴代の県担当者から聞いている。破産という手続きを使ったことに個人的には残念だと思っている。自分たちの出来る範囲で努力した。県との関係の中で限界があったと感じている。

答：恒道園に対し時の変遷を感じる。社会福祉法人が破産するという認識は無いが、恒道会を立て直す一つ的手段として、社会が認めた形の方法を取った。町への色々な要求に対しどこまでやれるのか、真剣に考えている。町は行政として法に則り、最大限の努力をしていく。

問：恒道園は町の福祉事業にとって重要な施設である。福祉の要として認識を持ち一步踏み込んだ対応をしないと町の意味が伝わらないのではないか。

答：町にとって恒道園は大切な施設という認識を持っている。法による権限に基づき対処しているが、利用者や働いている方が大磯町民という認識を持ち、事業を継承する法人に対して、今まで同様に安心して利用できるように働きかける。

問：福祉の根幹である。建て前ではなく、法律上の問題以外に実態として対応すべき。権限を越え、国や県に発言をする姿勢が必要では。

答：行政として権限の枠を超えての介入は難しい。気持ち的には町民の福祉、介護に対して強い思いを持っている。県に対して町の考えを述べているが、今後もしっかりと対応していく。

問：事実上、社会福祉法人の大磯恒道会は破産した。保全管理人が運営委任した豊友会の運営は、財務処理が終わるまでの期間か。

答：破産法第91条に基づく手続きであると認識している。詳細については、神奈川県に確認する。

問：入居者、利用者の家族に対する説明会の具体的な日程を把握しているか。

答：12月15日の土曜日に開催されると聞いている。

問：従業員に対する説明会が開催されたが、従業員は納得しているのか。

答：従業員の受け止め方は判断できない。

問：債権者の数など、債権者に関する情報を掌握できるか。

答：保全管理人が対応している部分であり、明らかにできるかどうかは不明である。

問：関係者が個人的に疑問点を解決するためには、保全管理人に対し問い合わせをするという理解でよろしいか。

答：破産に関連する疑問点については、保全管理人である弁護士が個別に相談に乗るということを聞いている。

問：今後の町の対応はどのようなか。

答：情報収集を行い、不確かな部分を整理している状況である。神奈川県、二宮町と連携し対応していく。

